

令和3年

健康福祉委員会

6月24日

豊明市議会

健康福祉委員会会議録

令和3年6月24日

午後1時01分 開会

午後1時30分 閉会

1. 出席委員

委員長	青木 亮	副委員長	服部 龍一
委員	ごとう 学	委員	三浦 桂司
委員	近藤 千鶴	委員	ふじえ 真理子
委員	近藤 善人		
議長	一色 美智子		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	塚谷 友昭
庶務担当係長	山田 恵子	議事担当係長	寺島 慎二

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
健康福祉部長	伊藤 正弘	社会福祉課長	近藤 有紀子
子育て支援課長	川原 静恵		

5. 傍聴議員

堀内 ちほ	いとう ひろし	中村 めぐみ	林 ゆきひろ
近藤 ひろひで	郷右近 修	清水 義昭	宮本 英彦
鵜飼 貞雄	近藤 郁子	月岡 修一	毛 受明宏

6. 傍聴者

なし

午後1時1分開会

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ただいまより健康福祉委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、お疲れさまです。本日の健康福祉委員会に付託されました案件は、補正予算案1議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（一色美智子議員） 健康福祉委員会、御苦労さまです。慎重な審議、よろしくをお願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 本日の傍聴につきましては、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いをいたします。

それでは、議案第52号 令和3年度豊明市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

川原子育て支援課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） それでは、豊明市一般会計補正予算のうち、子育て支援課所管分につきまして御説明いたします。

補正予算書の6、7ページをお開きください。

3款2項1目 児童福祉総務費、3 児童福祉事務事業1億1,714万6,000円は、国の低所得の子育て世帯給付事業の対象世帯に豊明市独自で実施します給付事業のため増額させていただくものです。

説明欄を御覧ください。

上から、対象者へ周知するための郵送代、口座への振込手数料、児童1人当たり1回につき3万円を2回、合計6万円、1,947人に係る給付金です。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 社会福祉課所管分につきまして御説明いたします。

歳出の御説明をいたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

9ページ上段、3款3項1目 生活保護事業の危機管理監視業務171万9,000円でございます。これは、窓口での不当要求などへの対応に当たる専門的知見や経験を持った会計年度任用職員を任用するための費用でございます。公正公平な福祉事務を継続していくために任用いたします。財源につきましては、国庫により4分の3が措置されます。

続きまして、その下の2目 扶助事業の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金432万円でございます。これは、国の感染症拡大による生活困窮世帯への支援事業で、社会福祉協議会が実施する緊急小口資金などの貸付けの終了により資金の貸付けが利用できない世帯に対し、世帯人数に応じて、一月最大10万円を3か月間支給するものでございます。財源につきましては、全額、国庫が措置されます。

続きまして、主な歳入について御説明いたしますので、4ページ、5ページを御覧ください。

5ページ上段、14款 国庫支出金、2項2目の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金150万2,000円は、歳出で御説明いたしました危機管理監視員任用の費用4分の3です。

その下の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費補助金432万円は、先ほど御説明いたしました自立支援金事業に充当されます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 補正予算書の9ページの上の段、生活保護事業、危機管理監視業務についてお尋ねします。本会議場で1人分で9か月の予定というお答えありました。勤務体制は、これ、毎日と、あと、時間のほうをお願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 週5日、9時から5時の7時間勤務でございます。
以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。
ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 関連で、これは、今年度限りの予定なんですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 今後も継続していく予定としております。

なお、この時期の計上とさせていただいた理由でございますが、先ほど本会議場でも御説明のほうさせていただいておりますが、近年、窓口などでの暴力的行為や威嚇、強要などの不当要求が増えてきております。そうしたことで、名古屋市など近隣自治体も、こうした対応に当たる警察OBの配置がされるようになってきております。

本市といたしましても必要性を感じていたため、愛知県警に相談申し上げまして県警を通じて募集をかけておりましたが、近年そうしたことで非常に需要が高くなっていて、なかなか採用が難しいよというようなお話をいただいております。それがこのたび応募がございましたので、こうして必要性も感じまして、急遽計上させていただいたものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤善人委員。

○近藤善人委員 今の関連で、家庭訪問、訪問に同行するということなんですけども、前年度でも今年でもいいんですけども、何件くらい訪問して、今までどのようなトラブルがあったかというのをお願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 基本的に生活保護に関しましての家庭訪問は、そのケースに応じて年1回ですとか年2回とか状況把握を求められております。ですが、昨年度につきましてはコロナの関係で訪問が控えられるようになっておりました。

ですが、先ほど本会議場で申し上げたような事態ということは、家庭状況を把握しなければならぬということで家庭訪問した際に、あまり個別な案件になるので多くは語れな

いのですが、例えば摸造刀のようなものを突きつけられるようなことが発生したりとか、窓口等で非常に執拗に長時間にわたる威嚇、強要などの不当要求が発生したりというような事態が発生しております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤善人委員。

○近藤善人委員 もともと生活保護の家庭に訪問するということなんですけども、何件ぐらいありましたでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） こちらのほうも先ほど本会議場で申し上げましたが、生活保護世帯だけに限ったものではなく、障害福祉の分野でもございますし、ほか、債権、福祉事務所全般にわたりまして同様な案件が最近増えてきておりますので、そういった対応をするものでございます。

ちなみに、生活保護につきましては、現在、240世帯ほどが受給をされております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございますか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 応募があったと言われましたけれども、どのような方から応募があったか教えてください。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 今回の募集につきましては、警察OBの中でも刑法や不当要求に精通した現場経験者として募集をしております。現場で警部補程度に勤め上げられた方ということで募集をしております。現在、応募いただいているのは、そうした御経験のある60代前半の方でいらっしゃいます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 豊明の市役所は、幹部交番等もすぐ近くにあって、何かあれば電話1本ですぐ来ていただけるような状況にあると思うんですが、先ほどのその件数の質問もありましたけれども、常駐しなければいけないほど、その頻発といってもどの程度の、1年に例えば何件ぐらい、特にその暴力行為で職員が対応できないようなケースが1年に何件ぐらいあるんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 具体的に暴力行為にその場ですぐ対応するだけではなくて、例えば執拗な要求、電話でもございます。そういったものに対して、日頃の関係性の部分でも技術的助言をいただいたりするものです。

なお、昨年度、実際には毎日のように警察を呼ぶ事態も発生していたときもありますし、実際、緊急ボタンを押しまして、幹部交番から、あるいは愛知署から到着までを時間を見ていると、実はもう事態が一旦沈静化しかかった頃に到着というような事態もございましたので、常に配置する必要性を感じているものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、実際に暴力行為に至って職員が負傷したとかそういったことまでは起きてはいないということですか、今まで。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） こちらも先ほど本会議場でも申し上げましたが、実際に名東区役所では職員が刺されている事態も発生しております。そうした事態が起きてからでは遅いということで、予防的対応も含めて、そうしたことにより、より職員も市民の方も安心・安全な体制で公平な福祉事務を遂行するために必要性を感じているものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 私も職員の頃に不当要求に対して職員がどう対応すべきかというような研修を受けたことがありますけれども、そういう危ない場合には男性職員が複数で対応するだとかそういったことがありますけれども、そういったその不当要求への対応の仕方というようなことについての内部での体制というのは、できてないのでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） そうした研修につきましては、我々管理職が愛知署のほう、警察のほうで催される研修を受けておりますし、実際に職員が複数で対応したりとか、男性職員……。ただ、男性だから女性だからという問題ではなく、男性職員であっても不当要求に対して精神的負担を感じたり、あるいは、身体的に危害を及ぼす可能性もありますので、そうした意味で専門的な知識と技能が必要と考えているものです。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 行政の側に、そうやって警察の経験のあるような人を置くというのは、

行政にとっては非常に心強いことだと思いますけれども、被保護者、あるいは、その保護の申請に来るような方の側からすると、行政の対応がどうかというような問題もあるのではないかなと思いますけれども、そういう点で、行政の側の例えば物の言い方とか、相手の人権を軽視したような対応がなかったかどうかだとか、というようなことを、さらに、よく、なかなか行政が認めないから、弁護士なり、あるいは生活保護制度に詳しい人がついていくと行政の態度がころっと変わるというようなそういった新聞報道なんかもありますけれども、被保護者あるいは申請者の側から、その行政の不当な扱いに対して対抗する方法というのは、何か考えられましたでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 福祉事務所といたしましては、これも以前からお伝えしてきていることですが、基本的には寄り添う姿勢、それから、公正公平な姿勢というのを基本として日々心して対応しております。相談者へ対して、決して威圧したりだとか、警察OBであることを伝えて弱者の生存権侵害になるようなことはならないよう、こちらのほうも職員研修を日々行いながら進めてまいっております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 これ、今、4分の3、国庫補助がつくくらいなんで、国から、こういう人たちが望ましいとかそういう要望がありましたか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 今回の国庫補助の理由につきましては、警察との連携協力体制の強化として認められているものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

千鶴委員。

○近藤千鶴委員 6ページ、7ページ、お願いします。

下の段の子育て世帯生活支援特別給付金についてお願いします。3万円を2回、8月と10月に支給されるということでしたが、このタイミングにされた理由はどんなことでしょうか、お願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 新型コロナ感染拡大により生活困窮状態に陥っている世帯に対して第1回目は8月としましたのは、夏休み中で食費の費用の経済的な負担が多くなるだろうということを予想しております。

あと、10月につきましては、それぞれ児童扶養手当、特に二人親さんもそうですし独り親さんもそうなんですけど、特に独り親世帯の方については生活困窮の状態が大きいと思っておりますので、8月と10月ということにしますと、児童扶養手当とつなぎながら継続した支援ができるということを考えておりました、このたび2回で8月と10月を考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 千鶴委員。

○近藤千鶴委員 すみません。これは補正の以前の2号、4号と同じ数ということでしたけど、その2号、4号で申請をそのときは必要なかった人の場合は、追加で申請とかはできるんでしょうか、確認をお願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） この子育て世帯給付金の市の独自なんですけれども、国の制度の上乗せというように考えておりますので、申請自体は2月28日までとなっております。

そのときは、例えば家計急変の場合、任意の月ですので、その月が該当しなかった場合についても、寄り添いながら、実は生活状況を聞き取りながら、本当にその月の給料が、収入が、それ、妥当なのか、今後についてまた変化があれば、また御相談してくださいというような形をつないで、国の制度も併せて給付をしていきたいと考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤善人委員。

○近藤善人委員 6万円の根拠と、私、ちょっと対象になる方が1,149人って聞こえてしまったんですけど、1,179人……。もう一度、人数の確認、お願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） こちらの積算根拠としましては、今年度の補正2号、4号と合わせた形で、独り親世帯分の児童数が768人と、その他世帯分1,179人の合計を合わせた形での計上となっております。

3万円の根拠なんですけれども、令和2年度に低所得の子育て世帯を対象にしました独り親世帯の給付事業につきましてですが、こちら国の事業なんですけれども、1世帯5万円で、2人目以降につきましては3万円という給付の事業でしたので、この同じスキームで、児童1人当たり3万円、そして、つないでいくということで2回ということだと計6万円ですので、今回の国の5万円を超した形での継続的な生活支援ということで積算根拠として考えていって想定しております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤善人委員。

○近藤善人委員 これって、第2子、第3子以降も全て6万円もらえるということでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 委員のおっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 今のところですけども、非課税が目安と聞いたんですけども、二人親世帯で、もし言えたらいい、言えないと言われれば結構ですけども、非課税世帯の所得というのは、今、受けられる所得というのは、幾らぐらいから受けられるんですかね。二人親世帯をお願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 二人親世帯ですと、例えば子ども1人の場合の目安としては、市民税非課税世帯相当限度額としては、収入で見ますが187万7,000円。子どもの数によって限度額が変わっていきます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 今のところですけど、これは、今年の市民税を課税するときの市民税非課税ということでしょうか。

ということと、もしそうであれば、それは昨年の所得ということになると思いますが、その点についてもお願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） そうです。おっしゃるとおり令和3年度の所得を見ていきます。すなわち2年度の実績になると思います。

それでも市民税非課税世帯ではなかった世帯、これから長期的に影響が出る世帯もあると思いますので、その方については、課税となったとしても、家計急変ということで任意の月の収入が減った月について12か月を計算して、それが市民税非課税相当という世帯になっていきますと、今回の国の制度も、市のほうの給付の事業の対象ともなっています。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっと確認ですけども、ということは、去年は、この二人親世帯の場合、市民税非課税水準の収入であっても特に給付金は出されてなかったという、そういう

うことで理解でよろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 昨年度は、独り家庭だけではなく、児童手当の方につきましては1万円の給付事業がありましたけども、それ以上のものは去年はございませんでした。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと確認なんですけども、今の部分で、今、ちょっと計算したら、15万円で12か月だと180万円だと対象になる。187万7,000円と言われました。16万だと、12か月掛けると192万となって、対象外となるということでよろしいですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 委員のおっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっと、すみません、9ページのほうでお願いします。9ページの扶助事業のほうの新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の関係ですけれども、社協での借入れが限度額になった人が対象ということですが、社協の貸付金、私が2月頃に調べたときには、確か700人くらいいたかなと思うんですけど、今現在では何人くらい、この限度に達した方ということではなくて、借り入れた方は何人くらいお見えになるのでしょうか。もし把握していたら。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 社協の貸付金につきましては、ちょっと制度から御説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

もともと社協の貸付金につきましてはコロナ以前からございましたが、コロナの感染拡大によって条件等が緩和され、制度も延長されてきております。それらを総称して特例貸付けと言っております。緊急小口資金と総合支援資金の2種類がございまして、緊急小口資金のほうは、単発1回で上限20万まで、そのあとの総合支援資金につきましては3か月掛ける最大3クールまでということで、こちらのほうも上限20万までということで行われております。いずれも無利子で、据置期間1年となっており、償還期限が、緊急小口資金はそれぞれ2年、総合支援資金は10年というものになっております。こちらのほうが、制度全体の実績につきましては608で、最後の再貸付けと言われる最後の段階まで貸付けを受けられた方は9世帯ということで把握しております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 200万の上限になった方のほかに、貯蓄が一定額以下の場合も対象になるというようにお話を事前の議案説明のときにお聞きしましたがけれども、その場合は貯蓄がどのくらいだったら対象になるということなんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 今回の自立支援金の対象者の条件ということでお答えをさせていただきます。

先ほどの特例貸付けにつきましては、収入の減少だけが条件で、資産については特に条件が何も設けられておりません。

今回の対象者につきましては、その特例貸付けの最終段階まで、再貸付けまで受けられたことであること、それから、同一世帯の収入の合計が一定以下であること、こちらのほう、単身の場合ですと11万程度になります。それと、世帯の金融資産の合計がこちらも一定以下であることということで、単身の場合70万程度、上限が100万となっております。それと、ハローワークでの求職活動、よりそいでの定期面接などを行っていることなど、それら全てを満たしていることが今回の支援金の対象となります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今、無利子でと、何か月かという説明があったと思うんですけども、それが過ぎて以降、収入が増えない場合の返済方法というのは、何かありますか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） こちらのほうは社協の貸付制度のことなので直接今回の補正とは関係ございませんが、実際に償還期限を越えた段階においても非課税世帯とかにある場合は、償還が免除されるというような制度要綱が示されております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 確認ですけど、先ほど幾つか条件を言われましたけれども、それは、そのうちのどれかということではなくて、全てをクリアしているというそういう解釈でよろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） そのとおりです。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（あと一点だけ、すみませんの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） はい。

○ごとう 学委員 本会議場で議案質疑でありましたけれども、今回の貸付けは、市独自のものは特に、市独自の上乗せというのは特にないということによろしかったでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 基本的に、困窮者の支援策につきましては、今までと考え方は変えておりません。基本的には国の制度、社協のほうの貸付けと住居確保給付金、こちらのほうは年度内給付継続となっております。それと、就労支援と考えております。

愛知県におきましては有効求人倍率も低くなく、就労に関してはマッチングの課題があるだけと考えておりますので、個別の相談を中心にしていきたいと思っております。

なお、子育て世帯に関しましては、子どもへの生活の影響ですとか、就労の際に違う就労形態への移行が厳しいことなどが予測されてより困窮度が高いということで、今回、子育てのほうの補正も計上させていただいております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 2点だけ。危機管理監視員の配置は、必要ないにこしたことはありませんけども、対応するのも、職員も人なんで、安心して仕事ができる環境整備を整えてあげたいというのはもう間違いありません。

もう一点、子育て世帯の生活支援給付金、こちらのほうも、コロナ禍で生活が苦しい世帯に対して、困っておられる世帯に速やかに手渡していただけるようお願いして賛成いたします。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 反対の立場で討論をいたします。

3点、簡潔に申し上げて、詳しくはまた本会議の討論のときに申し上げたいと思いますが、1点目は、子育て世帯の給付金で、独り親は2回なのに対して二人親は1回ということで、私は不公平だと思っております。特に、昨年も収入が少なかった方が見えるわけですので、その埋め合わせがないという点が納得できないということが1点。

それから、2点目は、生活保護のトラブル。現場で苦勞してみえることはよく分かります。過去にも、それこそ刃物を持って訪れたりとかそういったようなことはありましたけれども、それでも何とかその職員の知恵と工夫で今までやってきたということで、安易に警察OB、これ、警察OBを入れるということは、ただ単にそのOBであるということだけではなくて、やはり警察とのつながりもあるわけですので、そういう……。本来、職員がこういった業務のプロフェッショナルとして皆さんやってみえるわけですので、安易に警察OBに頼るとするのは、よくないというふうに考えます。

それから、3点目は、コロナの自立支援金、先ほどの条件で給付されるということですが、国は補助基準では十分な救済ができないということは、これはマスコミなんかも盛んに言われていることですので、市独自で工夫をして上乘せすべきであったというふうに考えます。

以上3点から、今回の補正は、非常に重要な補正ですので認めたいと思いますが、この現在上がっているものを認めないということではなくて、今、申し上げたようなものも加えて再提出いただきたいという意味で反対ということにいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第52号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

賛成多数であります。よって、議案第52号のうち、本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出させていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午後1時30分閉会